

第 1 回石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会議事要旨（案）

1 日時

平成 19 年 11 月 26 日（月）13：30～14：30

2 場所

中央合同庁舎第 5 号館 16 階労働基準局第 1、2 会議室

3 出席者

（委員）相澤委員、小川委員、関根委員、田中委員、辻委員、本山委員、森崎委員

（事務局）鶴田安全衛生部長、榎本化学物質対策課長、荒木石綿対策室長、篠崎化学物質対策課企画官、小泉化学物質対策課長補佐、和田化学物質対策課化学物質情報管理官他

4 議題

- （1）平成 17 年度石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会及び労働安全衛生法施行令の一部改正等について（説明）
- （2）適用除外製品等のユーザー団体等からのヒアリングの実施について
- （3）今後の進め方について
- （4）その他

5 議事要旨

- （1）安全衛生部長より挨拶があった後、事務局より資料の確認及び委員の紹介があった。
- （2）事務局より本検討会の趣旨説明が行われ、その後、森崎委員が座長に選出された。
- （3）事務局より資料に基づき説明が行われ、内容につき逐次意見交換が行われた。

[主な議論]

（委員）代替困難な適用除外製品等の個数が減った理由について、この検討会で議論する機会はあるのか。

（事務局）第 2 回以降に、業界団体からのヒアリングを予定しているので、具体的なことについては、その中で明らかになっていくと思う。

（座長）代替化に当たっての問題点についてもヒアリングを行うのか。

（事務局）問題点や困難なものがあるかについても、ヒアリングしていただきたいと考えている。

（座長）代替品は、熱や薬品に強くても、機械的に割れるとか幅がないとか、いろいろなことがあると思うので、こうしたことも説明してもらおうということだな。

（委員）代替困難な適用除外製品等の個数が、代替化したから減ったのか、それとも配管そのものが新しい物に交換されたから減ったのか、その辺のところは重要であると思う。設備が廃止されたということもあり得る。実証試験の結果に基づき、代替化が進んでいるという理解で良いのか。ヒアリングでは、こうしたことも具体的に説明していただけるのか。

（事務局）代替困難な物の個数については、交換時に適用除外製品等を使用せざるを得ない物が、昨年度は約 47 万個あったものが、本年度は約 7 万個までに減っているという意味である。なお、減った分の約 40 万個すべてが代替品に置き換わっているというわけではない。また、設備自体が廃止された可能性もあると思う。

（座長）代替品については、新しい材料を使用した輸入品が結構あると思う。そういった物につ

いて、海外の実証試験の結果などのデータがあるかと思うので、ヒアリングで説明していただくことはできるのか。

(委員) (事務局が) ユーザー団体と事前に調整をし、そのようなデータを持っているということであれば、説明していただくということでしょうか。

(事務局) そのようにする。

(委員) 前回の検討会では、欧州の規制との比較を行ったが、今回はどうするのか。

(事務局) 前回と同様に、欧米の規制について調査の上、比較したいと考えている。

(委員) 石綿の代替品(物)については、形状が石綿に類似している物もあり、それらの安全性についても考慮する必要がある。また、現場において石綿が使用されているところを(石綿以外の物に)交換するとき、石綿障害予防規則で定める措置が遵守されているかどうかについても懸念される。

(事務局) 石綿の代替品の安全性については、調査研究の結果等を踏まえ、必要に応じて対応していきたいと考えている。また、二つ目については、もう一つ別の検討会を開催することとしており、そこでは石綿則を中心としたばく露防止対策の充実について検討を行うこととしている。

(委員) シール材メーカーからのヒアリングの対象については、日本バルカー工業ほかとなっているが、平成 17 年度は企業には合同で説明をいただいたと思うが、今回もそのような形なのか。

(事務局) 今回、どのようなやり方にするかについては、事務局で検討の上、ヒアリング前までにお知らせしたい。

(委員) 時間が無くて調べるのが難しいと思うが、シール材がどのような材料でできているかの情報についてもシール材メーカーから得てほしい。